

那須塩原市農業委員会

第 3 3 回総会議事録

令和 2 年 3 月 2 5 日(水)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

開催日時：令和2年3月25日(水) 午後1時30分～ 午後3時00分

1. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

2. 出席委員：17名

会長職務代理	3	加藤 拓央	委員	12	渡邊 透
委員	1	松本 忠太	〃	13	人見 二三夫
〃	2	島田 晴子	〃	14	大田原 重夫
〃	4	三本木 直人	〃	16	大根田 昇
〃	5	藤田 利男	〃	17	稲垣 政一
〃	6	辻野 京子	〃	18	木村 孝子
〃	7	竹村 文祥	〃	20	石崎 清
〃	8	益子 丈弘			
〃	10	金田 廣衛			
〃	11	藤田 一郎			

3. 欠席委員：3名（9番 伊藤 順久 委員 15番 君島 良一 会長 19番 室井 孝美 委員）

4. 議事録署名人の指名：6番 辻野 京子 委員 7番 竹村 文祥 委員

5. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分取消願いについて
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農地法の運用について第3-1-(1)ウの規定による再生困難な農地の非農地判断について
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について
- 10) 議案第10号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について
- 11) 議案第11号 農地利用最適化推進委員の欠員に伴う補充（委嘱）について

6. 事務局職員

事務局長	久留生 利美	農地係長	新巻 昭美
局長補佐兼農政係長	村松 隆	農地係主任	田端 政則

7. 傍聴人：なし

《会議内容》

- 久留生事務局長 本日会長は都合により欠席となっておりますので、那須塩原市農業委員会第33回総会の開会に先立ち、会長職務代理者からご挨拶を頂きます。
- 加藤職務代理者 《挨拶》
- 久留生事務局長 ありがとうございます。総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条の規定に従いまして、会長職務代理者が務めることとなります。よろしくお願ひします。
- 議長 《開始のブザー》
- ただ今より、那須塩原市農業委員会第33回総会を開会いたします。
- 本日は、君島良一会長、伊藤順久委員、室井孝美委員より欠席する旨の届け出を受けております。在任委員20名、出席委員17名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。
- 次に「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されています。総会規則に基づき議長が指名することをご異議ございませんか。
- 議長 《異議なしの声、多数》
- 異議なし多数と認め、議席番号6番辻野京子委員と議席番号7番竹村文祥委員を指名いたします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第1号「農地法第3条の規定による許可処分取消願ひについて」を議題といたします。
- 番号1番について、人見二三夫委員の報告を求めます。
- 人見二三夫 委員 議案第1号、番号1番について調査結果を報告します。農地法第3条の許可を取り消す願ひ出です。願ひ出人、土地の所在、地目、面積は議案書記載のとおりです。調査は、3月16日、午前9時55分頃、願ひ出人宅で願ひ出人から行いました。願ひ出地は、戸田調整池より西に2.5キロメートルに位置しています。令和元年8月の3条許可により、申請地は譲受人に贈与をされる予定であり、申請者の都合により、取り消し願ひが提出されました。「取消の理由」について調査したところ、譲渡人である母から譲受人である子への贈与の許可を得ましたが、手続を進める中で、贈与税が高額のため納付困難の判断から、協議の結果、本願ひ出に至ったとのことです。以上調査をしましたが、取り消しに問題はないと判断しました。番号1番の申請は取消相当として委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
- 議長 報告が終わりました。
- 番号1番について質疑、ご意見はございますか。
- 議長 《特に意見なし》
- 無いようですので、人見二三夫委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。
- 議長 《異議なしの声、多数》
- 異議なし多数と認め、番号1番については、取り消しを承認することに決しました。
- 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
- 番号1番、2番について、益子丈弘委員の報告を求めます。
- 益子丈弘 委員 議案第2号、番号1番について調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人、譲

受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。調査は、3月21日、午後1時半頃、申請地において申請人から行いました。申請地は、越堀郵便局から南東へ約1キロメートルに位置しています。売買する理由としては、以前より譲渡人より耕作を任されておりましたが、今後のことを考え今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有し稲作経営を中心に営んでおります。申請地の耕作予定であります引き続き水稻を作付する予定です。調査の結果、申請地は今後とも引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いします。議案第2号、番号2番について調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。調査は、3月21日、午後1時半頃、申請地において申請人から行いました。申請地は、越堀郵便局から南東へ約1キロメートルに位置しています。売買する理由としては、以前から譲渡人より耕作を任されておりましたが、今後のことを考え今回の申請にいたしました。譲受人の経営状況は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有し稲作経営を中心に営んでおります。申請地の耕作予定であります引き続き水稻を作付する予定です。調査の結果、申請地は今後とも引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いします、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なし多数の声》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なし多数の声》

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。

番号3番、4番について三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人 委員

議案第2号、番号3番について調査結果を報告します。農地に賃借権を設定する申請です。

貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は、3月13日、午後5時頃、申請人宅で申請人と行ないました。申請地は、JR那須塩原駅より南西約1キロメートルに位置しています。賃借する理由は、再設定の申請です。貸手人は高齢であり、また後継者もいないため数年前より借地しております。借手人の経営状況は、水稻約1.6ヘクタール、大豆約4.3ヘクタール、麦約11ヘクタールを作付しております。申請地での耕作予定は、引き続き水稻、大豆、麦を予定しております。調査の結果、申請地は今後とも耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認しました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いします、調査報告を

終わります。

議案第2号、番号4番について調査結果を報告します。農地に賃借権を設定する申請です。貸手人、借手人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。調査は、3月13日、午後5時頃、申請人宅で申請人と行いました。申請地は、JR那須塩原駅より南西約1キロメートルに位置しています。賃借する理由は、再設定の申請です。貸手人は高齢であり、また、後継者もいないため数年前より借地しております。借手人の経営状況は、水稻約16ヘクタール、大豆約4.3ヘクタール、麦約11ヘクタールを作付しております。申請地での耕作予定は、引き続き水稻、大豆、麦を予定しております。調査の結果、申請地は今後とも耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認しました。

番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番、6番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員

議案第2号、番号5番について調査結果を報告します。農地を交換する申請です。譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は、議案書記載のとおりです。調査は3月18日、午前9時10分頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立高林小学校より東へ約1.3キロメートルに位置しています。交換する理由としては、農地の所有権が小区画で入組んでいるため、耕作は交換して行っていました。譲受人の父からの相続が終了したことにより、交換の所有権移転をするものです。譲受人の経営状況は、酪農を主として、成牛40頭、育成牛20頭、繁殖和牛10頭を飼育しております。申請地の耕作は、全面積牧草を予定しております。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告をおわります。

議案第2号、番号6番について調査結果を報告します。この申請は番号5番と農地を交換する申請です。譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は、議案書記載のとおりです。調査は3月16日、午前10時半頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約1.2キロメートルに位置しています。番号5番の案件での交換であり、現在、耕作している譲渡人への交換の所有権移転の登記です。譲受人の経営状況は、水稻244アール、玉ネギ、ジャガイモ等野菜を38アール作付しております。申請地での耕作予定は414

平方メートルはすべて水稻を作付する予定です。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認しました。番号6番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、許可することに決しました。

番号6番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、許可することに決しました。

番号7番、8番について藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員

議案第2号、番号7番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は、議案書記載のとおりです。調査は3月16日午前10時半頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約1・2キロメートルに位置しています。現在耕作している農地の中に一部譲渡人名義の農地があり、隣接地交換登記に併せ売買により耕作者の譲受人に所有権移転登記を行うものであります。譲受人の経営状況は、水稻244アール、玉ネギ、ジャガイモ等野菜38アール作付しております。申請地の耕作目的は、122平方メートルすべて水稻を作付する予定です。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号7番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位の、ご審議をお願いし調査報告を終わります。

議案第2号、番号8番について、調査結果を報告します。農地を贈与する申請です。譲渡人、譲受人、地目、地番、面積は、議案書記載のとおりです。調査は3月16日午後3時半頃、申請人宅で申請人で行いました。申請地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約1.6キロメートルに位置しています。贈与する理由としましては、譲受人の親の代に贈与を受けた土地であり、その後登記することを忘れていました。今回申請により譲受人の名義にするということです。当時の経過から登記名義人を変更することは問題ないと思われれます。譲受人の経営状況は、高齢のため近隣の野菜農家にも手伝ってもらっており、申請地での作付は、現在ニンニクを栽培しております。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号8番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番について許可することに決しました。

番号9番について辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員

議案第2号、番号9番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は、議案書記載のとおりです。調査は3月15日午前10時頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立西小学校より北西へ約2キロメートルに位置しています。売買する理由としては、譲渡人は親より農地を相続しましたが、トラクターなどが無く家庭菜園や植木畑として農地を利用していたところ、隣接地に土地を持っていた譲受人に売買することになりました。譲受人の経営状況は、トラクター1台、田植え機1台を所有し水稻栽培と畑で自家菜園を行っております。譲受人は農業に30年以上従事しており、申請地では水稻を作付していく予定です。申請地は、今後とも引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号9番については、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号9番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので辻野京子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番、2番について大根田昇委員の報告を求めます。

大根田昇 委員

議案第3号番号1番について調査班を代表して報告します。申請人が所有する農地で太陽光発電事業を行うための申請です。申請人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立東小学校より南へ300メートルに位置しています。現地調査は、3月23日、午前9時50分頃に行いました。申請地の立地状況といたしまして、申請地は、道路、下水道、その他の公共用施設、又は鉄道の駅、その他公益施設の状況がある程度に達している区域内にあるので、第3種農地区分となります。水道、下水道が埋設されている沿道での区域であり、申請地から概ね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設等がある区域に設置される施設であれば、農地転用が可能となります。申請に至った経緯として、現在、機械設備業を行っておりますが、さらに安定収入を確保したいとのことで、事業計画は申請地にソーラーパネル300枚を設置し太陽光発電事業を行う内容です。年間発電量は、83,490キロワットアワーを見込んでいます。給排水の

計画はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。周囲を畦畔及びフェンスで囲み土砂及び雨水の流失を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地から除外も完了しています。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。

議案第3号、番号2番について調査班を代表して報告します。申請人が所有する農地に道路を拡張するための申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は上井口自治公民館から北西に1・8キロメートルに位置しています。現地調査は、3月23日午前11時25分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の工業専用地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。申請に至った経緯は、畑への進入をスムーズにし作業効率を上げたいとのことです。事業計画は、申請地に道路を拡張する内容となっています。給排水の計画はなく雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について質疑、ご意見はございますか

《特に意見なし》

無いようですので大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について木村孝子委員の報告を求めます。

木村孝子 委員 議案第4号、番号1番について調査班を代表して報告します。

申請人は、平成3年11月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず、新たな事業計画により農地転用するための事業計画変更申請です。申請人、土地の所在地、地目、面積、変更計画の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、稲村公民館より南東に約1キロメートルに位置しています。現地調査は3月19日、午前11時15分頃に行いました。変更の理由は当初計画人は申請地に一般住宅を建築する計画でしたが、同居する予定であった娘が遠方に住むことになり、建築を断念したところ、継承人より一般住宅を建築したいとの申出があり、申請に至りました。現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。地元調査員、調査班とも変更相当として委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので木村孝子委員の報告は変更相当ですがご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、変更を承認することに決しました。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番、2番について大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫 委員

議案第5号、番号1番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に建売住宅を建築するための申請です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。譲渡人の一人が、先日亡くなりましたが、継承者は特定している状況です。今回は、売主が死亡している場合なので、売主としての地位が相続され、取下げが無いため、この申請は効力が継続されます。申請地は、那須塩原市立三島小学校より西へ約700メートルに位置しています。現地調査は、3月23日、午前9時40分頃に行いました。申請地の立地状況として申請地は、都市計画法上の第一種低層住居専用地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。申請に至った経緯として、申請地はJR西那須野駅、東北自動車道西那須野塩原インターチェンジにも近く、又小学校、大型ショッピング店もあることから、優良な宅地として今回の申請に至りました。事業計画は申請地へ14戸の建売住宅を建築する内容となっています。上、下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内雨水浸透処理施設を設置し処理とします。周囲に化粧ブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。現地確認した結果、周囲に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。継承人の申し立てにより、その者を申請人とした許可の処分をしますので、地元調査員、調査班とも許可相当として、委員各位のご審議をお願いいたします。

議案第5号、番号2番について調査班を代表して報告します。使用貸借により申請地に一般住宅を建築するための申請です。貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。貸人と借人の関係は母と子です。申請地は、東北自動車道西那須野塩原インターチェンジより南西に約700メートルに位置しております。現地調査は3月23日、午前10時50分頃に行いました。申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の準工業地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯として、申請者は現在市内のアパートに住んでいますが、子育てや親の老後を見るため実家に隣接した所に自宅を建築したく今回の申請に至りました。事業計画は申請地に一般住宅を建築し国道からの通路を整備する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽で処理します。雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を調査した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですがご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め番号1番については許可することに決しました。

番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですがご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め番号2番については許可することに決しました。

番号3番、4番について木村孝子委員の報告を求めます。

木村孝子 委員

議案第5号、番号3番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。また譲受人は、議案第4号番号1番の継承者です。申請地は、稲村公民館より南東に約1キロメートルに位置しています。現地調査は、3月19日、午前11時15分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第一種低層住居専用地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。申請に至った経緯は、譲受人は、現在、持家に夫と2人で住んでいますが、高齢の母の世話のために同居を考えたとき、持家が狭いため住居環境に恵まれたこの土地に申請するものです。事業計画は申請地へ一般住宅を建築する内容となっています。上・下水道は市施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第5号、番号4番について報告します。売買により申請地に店舗を建築するための申請です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、JR那須塩原駅より北西に約1キロメートルに位置しています。現地調査は、3月19日午前9時45分頃行いました。申請地は、都市計画法上の第一種中高層専用地域、準住居地域及び第二種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、幹線道路沿いであり計画店舗は生活に密着した商品を扱うことから、住宅地及び商業集積地での利便性が高く地域に貢献できる場所である申請地での申請に至りました。事業計画は申請地へ1809.57平方メートルの店舗を建築し55台分の駐車場を整備する内容となっています。上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。歩車道境界ブロックや土留めブロックを設置し、土砂及び雨水流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について質疑、ご意見はございますか。

松本忠太 委員

議案書に始末書添付とあるがこれはどのような内容ですか。

事務局

許可前に譲受人への登記変更が行われてしまったことに対する始末書になります。

議長

その他、ございますか。

石崎清 委員

先ほどの議案第4号1番と議案第5号3番は関連があると思いますが、許可から事業変更まで約30年経過していますが、どのように考えているか伺いたい。

事務局

転用許可を取ってから30年経過していても効力は継続しているので、事務局としては早く

完了するよう催促すべきであったと思います。

議長

その他、ございますか。

《特に意見なし》

無いようですので木村孝子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので木村孝子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員

議案第5号、番号5番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に駐車場を整備するための申請です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、JR那須塩原駅より南西に約1キロメートルに位置しています。現地調査は、3月19日、午前9時30分頃に行いました。申請地の立地条件については都市計画法上の準工業地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯として、当該地隣接の菓子製造工場に従業員が増え、駐車場が不足し確保が急務となりました。今回、隣接地に所有者の協力が得られたため申請に至りました。事業計画は申請地にトラック2台分と普通車17台分の貸駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。植栽にて土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願い、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番、7番について大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫 委員

議案第5号、番号6番について調査班を代表して報告します。使用貸借により申請地に一般住宅を建築するための申請です。貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。貸人と借人の関係は母と子です。申請地は、那須塩原市立三島小学校より北東へ約75メートルに位置しています。現地調査は、3月23日、午前9時30分頃に行いました。申請地の立地状況は、都市計画法上の第一種低層住居専用地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯、申請者は、現在、アパートで生活していますが、親の近くで安心して子育てをしたいと考え、実家に隣接して自宅を建築したく申請に至ったとのことです。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっており、上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内に地下浸透処理とします。土羽等を

設置し土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第5号番号7番について調査班を代表して報告します。売買により申請地で宅地分譲するための申請です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立三島中学校より北西に約700メートルに位置しています。現地調査は、3月23日、午前9時20分頃に行いました。申請地の立地状況、申請地は都市計画法上の第一種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、申請地は幹線道路にアクセスも容易で、隣接には小学校、中学校があるなど、将来性の高い宅地として計画し、今回の申請に至ったとのことであります。事業計画は、申請地に30区画の宅地を分譲する内容となっています。上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。コンクリートブロック及びL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号6番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、許可することに決しました。

番号7番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については、許可することに決しました。

番号8番、9番について大根田昇委員の報告を求めます。

大根田昇 委員

議案第5号、番号8番について調査班を代表して報告します。地上権設定により申請地で太陽光発電事業を行うための申請です。貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、下大貫公民館より東に約200メートルに位置しています。現地調査は、3月23日、午前10時15分頃に行いました。申請地の立地状況として、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内に位置しているので第2種農地区分となります。農地転用は第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では、申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本件は、隣接する土地と一体利用して同一の事業目的に供する場合で、第1種の農地の占める面積の割合が3分の1を越えない範囲での計画なので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯として、周囲が森林で囲まれている農地のため、日照不足、生育不良の問題があることから、発電事業を計画し今回の申請に至りました。事業計画は、申請地にソーラーパネル49、512枚を設置し太陽光発電事業を行う内容です。年間発電量は、23、691メガ

ワットアワーを見込んでいます。給排水の計画はなく、雨水は、敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。周囲を残置森林及び造成森林で囲み土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第5号番号9番について調査班を代表して報告します。地上権設定により申請地で太陽光発電事業するための申請です。貸手人、借手人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は下大貫公民館より東へ200メートルに位置しています。現地調査は、3月23日、午後10時15分頃に行いました。申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種の農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。

本申出は、隣接する土地と一体利用して同一の事業目的に供する場合で、第1種の農地の占める面積の割合が、3分の1を超えない範囲での計画なので、不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯として、番号8番と同様なのですが、周囲が森林で囲まれている農地のため、日照不足、生育不良の問題があることから、発電事業を計画し、今回の申請に至りました。事業計画は申請地にソーラーパネル5,064枚を設置し、太陽光発電事業を行う内容です。年間発電量は、2,423メガワットアワーを見込んでいます。

給排水の計画はなく、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。周囲を残置森林及び造成森林で囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号8番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

次に番号9番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

次に、番号10番について藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員 議案第5号、番号10番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地はJR那須塩原駅から北へ約1.5キロメートルに位置しております。

現地調査は、3月19日、午前9時55分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第二種

住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、夫の仕事の関係上、那須塩原市への滞在が多く、気候、環境、周辺の利便性も良いことから、長期滞在時のセカンドハウスの建築を計画しておりましたが、土地の用途が立ったため今回の申請に至ったものです。

事業計画は申請地へ一般住宅を建築する内容となっています。上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号10番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。

番号11番、12番について木村孝子委員の報告を求めます。

木村孝子 委員

議案第5号、番号11番について調査班を代表して報告します。

賃借により申請地に仮設の現場事務所を建築するための一時転用申請です。

貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は高林公民館より北に約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、3月19日、午前10時15分頃に行いました。申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

申請に至った経緯は、先の農業委員会総会において許可相当となったソーラー会社が出資する子会社が利用する駐車場への一時転用です。

事業計画は申請地に仮設の現場事務所を2棟建築し、48台分の駐車場を整備する内容となっています。上水は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。雨水は敷地内地下浸透処理とします。

現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、議案第5号、番号12番について調査班を代表して報告します。申請地に、仮設の道路及び資材置き場を整備するための一時転用申請です。貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、高林公民館から北北東に約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、3月19日、午前10時25分頃に行いました。申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。申請に至った経緯として、申請地は、ソーラーシステム設置工事の資材置き場として位置的に適しており、所有者の同意も得られたことから今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に仮設の道路と資材置き場を整備する内容となっています。給排水の計画は

なく、雨水は雨水浸透処理施設へ流入処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号11番について質疑、ご意見はございませんか。

《特に意見なし》

無いようですので木村孝子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め番号11番については許可することに決しました。

番号12番について質疑、ご意見はございませんか。

《特に意見なし》

無いようですので木村孝子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め番号12番については許可することに決しました。

次に、番号13番、14番について益子丈弘委員の報告を求めます。

益子丈弘 委員

議案第5号番号13番について調査班を代表して報告します。

賃借により申請地において砂利採取をするための一時転用申請です。貸人、借人、土地の所在地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、戸田調整池より北東に300メートルに位置しています。現地調査は、3月19日、午前10時45分頃に行いました。申請地は、農振農用地となりますが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。申請に至った経緯は、申請地は砂利質のため、荒廃農地であり、砂利採取後は基盤整備を施し農地にするため、今回の申請に至りました。

事業計画は1年間の賃借権により、申請地において砂利採取を行う計画です。周囲には防護柵を設置し事故発生を未然に防止します。法で定められた保安距離を設け、必要に応じて散水を行い、粉塵の発生を防止します。埋戻しは、自社の還元土石にて行います。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。栃木県陸砂利採取業協同組合の農地復元保証もあります。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして議案第5号、番号14番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は、議案書記載のとおりです。申請地はJR黒磯駅東口から東へ約150メートルに位置しております。

現地調査は、3月19日、午前9時10分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第一種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、現在アパート暮らしであるが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、新たな住居を探していたところ、駅にも近く、所有者との交渉で了解を得られたため、今回の申請に至りました。

事業計画は申請地へ一般住宅を建築する内容となっています。上、下水道は市の施設を利用し雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。既存のブロック塀により、土砂及び雨水の流出を防

止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号13番について質疑、ご意見はございませんか。

《特に意見なし》

無いようですので益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号13番については許可することに決しました。

次に番号14番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号14番について許可することに決しました。

番号15番、16番について三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人 委員

議案第5号、番号15番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地に資材置場を整備するための申請です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は上井口内自治公民館から北西に約1.2キロメートルに位置しています。現地調査は、3月23日、午前11時35分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の工業専用地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。

申請に至った経緯は、申請人は製材業を営んでおり、近年の行政による木質化誘導や支援、民間部門の木材見直しや普及により需要が拡大しております。工場は年間を通して稼働しておりますが、山からの丸太の出材は夏場に極端に少なく、冬場に多く購入して保管しておく必要があります。現在の丸太置き場は狭く、借地のため舗装ができず虫の害などの弊害が起きているため、新たに広い資材置き場を確保したく、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に資材置場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理とします。ネットフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第5号、番号16番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に駐車場を整備するための申請です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は東北自動車道西那須野塩原インターチェンジより南西約1キロメートルに位置しております。現地調査は、3月23日午前10時35分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の準工業地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、申請人自身の土地の測量及び調査をしたところ、申請地の内の一部は、既に農地法上の許可を取ることなく、自宅の庭や駐車場として利用されていることが判明いたしました。今後は違反することの無いよう十分注意します、とする始末書が添付されて

おります。

事業計画は、申請地に85台分の駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は工業団地内の雨水浸透処理施設に放流し処理します。コンクリート土留め及びメッシュフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。地元調査員、調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号15番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号15番について許可することに決しました。

次に番号16番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号16番については許可すること決しました。

次に、議案第6号、「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人 委員

議案第6号、番号1番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。

願い出人、願い出地の所在、地目、面積、利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は東北自動車道西那須野塩原インターチェンジより南東約1.5キロメートルに位置しています。現地調査は、3月23日、午前11時10分頃に行いました。願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。以上のことから、地元調査員、調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので三本木直人委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番について証明することに決しました。

次に、議案第7号「農地法の運用について第3-1-(1)ウの規定による再生困難な農地の非農地判断について」を議題といたします。

番号1番から3番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員

議案第7号、番号1番から3番について農業振興対策調査研究委員会を代表して報告いたします。

農地法第30条第1項に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった場合は、農業委員会の総会の議決により「農地」に該当しない旨の判断を行うとされていることから非農地判断を行うものです。

対象地の所在・地目・面積・所有者は議案書記載のとおりです。対象地は西那須野・塩原インターチェンジから南東へ約1キロメートルと、那須塩原市立西小学校から南西へ約100メートルに位置しています。

現地調査は2月5日、午後1時35分から2時頃にかけて行いました。

現地を確認した結果、対象地は山林の様相を呈しており、土地の形状および立地状況からみて農地として利用するための条件整備が著しく困難であり、かつ農地として復元しても継続して利用することができないと認められることから、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、対象地は非農地相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番から3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので石崎清委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番から3番については非農地と判断しました。

次に議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

議案に入る前に、関連がありますので、木村孝子委員と人見二三夫委員の退室を求めます。

《退室》

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て、市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書15ページから31ページが「利用権設定関係」の案件で72件、合計面積は819,055.71平方メートルとなります。この内、28ページから31ページの18件、233,204平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて32ページから33ページが「所有権移転関係」の案件で6件、面積は53,601平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題はないと思われま

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なしの声多数と認め、議案第8号は、事務局提案のとおり決定することに決しました。
ここで、木村孝子委員と人見二三夫委員の入室を求めます。

《入室》

木村孝子委員と人見二三夫委員に、提案のとおり決したことを報告します。

次に議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規程により、市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号についてご説明いたします。

議案書は34ページから37ページとなります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます、農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規程により農業委員会の意見を求められたものです。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から、報告書の提出をいただきましたが、対象の18件、233, 204平方メートルにつきましては同法第18条第4項に規定された、計画認可要件を満たしていることから、計画案は妥当とする意見として、問題はないと思われま

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第9号の計画案は妥当として、市長へ回答いたします。

次に、議案第10号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号につきましてご説明いたします。農地法第3条の許可基準に、農地取得後の所有農地面積の合計を50アール以上とする下限面積要件がございますが、地域の平均的な経営規模や新規就農を促進しなければ農地の保全・有効利用が図れないなど、下限面積がその地域の实情に合わない場合に農業委員会が独自に市内の全部又は一部について下限の基準を引き下げ、『別段の面積』として設定できることとなっております。別段の面積の必要性については、国からの通知により、農業委員会が毎年、検討することとなっていることから、令和2年度の必要性についても、総会でのご審議をお願いするものです。

なお、別段の面積の必要性は、平成23年度からご審議いただいておりますが、各年度とも、下限面積は法定の50アールとし、『別段の面積』設定は行わないとする決定をいただいております。令和2年度につきましては、38ページの『方針』欄に記載がありますとおり、市内の一部に別段の面積設定を行うことといたしました。その根拠でございますが、39ページをご覧ください。3の課題のとおり、4の提案理由は、特に深刻化している区域の新規就農を促進するために、下限面積の緩和が必要として、別段の面積を設定することといたしました。40ページをご覧ください。詳細の別図を掲載しました。38ページに戻って頂き、『方針』記載のとおり、「令和2年度の下限面積は設定区域を10アールとする、別段の面積の設定を行

う」ことといたしました。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第10号は原案のとおり決定しました。

次に議案第11号「農地利用最適化推進委員の欠員に伴う補充（委嘱）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 本日追加で配布いたしました議案第11号をご覧ください。

こちらにつきましては、農地利用最適化推進委員に欠員が生じたことによる、農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づく「農地利用最適化推進委員の欠員に伴う補充（委嘱）について」になります。現在、区域番号12番の唐杉町の区域におきまして、皆様ご存じのとおり、農地利用最適化推進委員が欠員になっております。また、農地利用最適化推進委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充の手続きを行うこととなっているところです。

そのようなことから、唐杉町の区域において、任期満了に伴う次期の推進委員の候補者として、田野明さんが地元からの推薦を受けているところですが、本人の同意も得られたため、4月1日から7月19日までの残りの期間について、田野明さんを農地利用最適化推進委員に委嘱することを提案する議案になります。

説明は以上になります。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

以上ですべての議案が終了いたしました。慎重審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第33回総会を閉会いたします。